

北海道新幹線、新函館北斗・札幌間 自然由来重金属等掘削土対策検討委員会
規 約

(名称)

第1条 本会は北海道新幹線、新函館北斗・札幌間 自然由来重金属等掘削土対策検討委員会
(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）建設工事における自然由来重金属
等を含む発生土に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、自然由来重金属等を含む発生土の受入地
での処理方法、モニタリング方法並びに地元や自治体等に対する情報公開等につい
て検討を行う。
2 その他、委員会の目的を達成するために必要な事項の検討を行う。

(委員会の運営)

第4条 委員は、別紙1のとおりとする。
2 委員会には委員長を置き、委員会は、委員長が必要に応じて召集する。
3 委員長は、委員会に諮った上で、委員の交代または追加を行うことができる。
4 委員長は、必要に応じ、会議へオブザーバーの出席を求めることができる。
5 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務の代理
を務める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(幹事会の設置)

第6条 委員会の事務を円滑に遂行するために、幹事会を設置する。
2 幹事会幹事は、別紙2のとおりとする。
3 幹事会には幹事長を置き、幹事会は、幹事長が必要に応じて召集する。
4 幹事長は、幹事会に諮った上で、幹事の交代または追加を行うことができる。
5 幹事長は、必要に応じ、会議へオブザーバーの出席を求めることができる。
6 幹事長が職務を遂行できない場合は、予め幹事長が指名する幹事その職務の代理
を務める。

(守秘義務)

第7条 委員等は、委員会等で知り得た内容について、委員会の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 事務局は、鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局に置く。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会において審議して定めるものとする。

附則

本規約は、平成25年3月21日より施行する。

この規約の一部を改定し、平成30年8月1日より施行する。

この規約の一部を改定し、令和3年3月17日より施行する。

この規約の一部を改定し、令和4年6月28日より施行する。